

霧島市工事成績評定要領（別記様式）

（工事成績評定要領第5条関係）

1. はじめに

1) 評定の対象は、霧島市工事成績評定要領の第2条に示すとおり、原則として1件の請負金額が130万円を超える請負工事としているが、運用については、下記のように取り扱う。

① 130万円以上500百万円未満の工事「小規模工事」:

 考査項目別運表の各考査項目の細別のうち、黒色表記の項目を標準とする。

② 500万円以上の工事:

 考査項目別運用表の各考査項目の細別の黒色と緑色表記の項目とする。

2) 本要領の、文中及び表の役職や数字等は、実情に応じて変更するものとする。

2. 共通留意事項

1) 工事成績評定は、「地方整備局工事成績評定実施要領」を準用し、「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」及び「鹿児島県工事成績評定要領」を参考とする。

・評定結果は、「地方整備局工事成績評定実施要領」別記様式第1「工事成績採点表」を準用し記録するものとするが、別紙ー2以降の「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」については、「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」及び「鹿児島県工事成績評定要領」の考査項目別運用表を準用する。

2) 「工事成績採点表」の留意事項

① 調書下段に記載の注意書きをよく読み、理解した上で記入すること。

② 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員並びに総括監督員及び監督員に相当する者が対応する。

・監督員：評定者は1名とする。現場監督者等、施工のプロセスを把握できる者が行うことを原則とする。

・総括監督員：評定者は1名とする。課長・グループ長クラス以上の役職等、発注工事への総括的判断を担う者が行うことを原則とする。

・検査員：評定者は1名とし、検査員等の職務に携わっている者が行うことを原則とする。

※ 上記は、評定者選出の目安であり、実践にあたっては、上記を踏まえたうえで実情（検査員の総数、技師等の職員数等）に応じ、適宜、評定者を選出する。やむを得ない場合、監督員と総括監督員の評定は兼任できる。

③ 考査項目の細別欄に記載の a・a'・b・b'・c・d・e にかかる評価の妥当

性は運用表の評価結果と整合するよう十分に確認すること。

- ④ 点数の表示は、減点の場合のみ、数値の前に「-」の符号を付けることとし、加点の場合は、「+」の符号表示はしなくてよい。(手書きの場合。)
- ⑤ 監督員、総括監督員及び検査員の各評定点(①・②・③・④は、少数第1位まで記入すること。)を記入し、所見欄にその要点をまとめ、必ず所見を記述すること。(手書きの場合。)

3) 考査項目別運用表

- ① 考査項目別運用表は、採点する判断、根拠を項目に表しチェックするものであり、より客観性、透明性を出したものである。
- ② 評価対象項目の□欄の取り扱いについて、
 - a) 評価対象項目が工事の評価内容に該当し評価の対象となる場合
 - ・ 加点(評価)する場合は、□へ「レ」マークを記入する。
(「考査項目別運用表」では、加点「レ」で説明表示)
 - ・ 加点(評価)しない場合は「空白」とする。
(「考査項目別運用表」では、空白□で説明表示)
 - b) 評価対象項目が工事の評価内容に該当せず評価の対象とならない場合
 - ・ 削除(対象外)として□は「空白」または、「×」マークを記入する。
(「考査項目別運用表」では、削除「空白」または、「×」で説明表示)

※ 削除「空白」または、「×」だけでわかりにくい場合、個々の考査項目全体に取消線をつけるなど創意工夫をすること。(手書きの場合。)

- ③ 評価値%は、評価数を評価対象項目数で割ったものの百分率である。表の上の該当する a・a'・b・b'・c・d・e を○印で囲み、評価値%の計算も必ず記述すること。

なお、評価値%は、少数第2位を切り捨て、少数第1位まで記入すること。

- ④ 各考査項目ごとの採点にあたっては、検査員の評価に先立ち、監督員及び総括監督員が記入することを原則とする。
- ⑤ 複数の工種で評価する場合は、該当する工種以外の工種にかかる欄は、対象外としてその大枠に対角線を入れる等して抹消しておくこと。
 - ・ 工事成績採点表へは、該当する工種はすべて添付し、該当しない様式は添付しない。

3. 監督員留意事項

- 留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」によるものとし、小規模工事以外については、別紙-6の「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

1) 出来形及び出来ばえ

① 出来形

- a) 出来形の管理値は、「土木工事施工管理基準」に基づく管理項目と規格値等に対してのばらつきで評価する。ただし、管理値がないものについては標準的評価とし「C」評価とする。
- b) 工事規模により測定箇所が少ない場合は、ばらつきを規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小としてとらえて評価してもよいものとする。ある程度の出来形測定結果が得られる場合には、別紙-5によりばらつき評価により判定する。

2) 品 質

- ① 品質に対してのばらつきは、出来形と同様とするが、工事施工量が小さい場合は、「評価すべき項目がない」ときは、ばらつき評価によらず、工事の品質確保に必要な施工の的確性や施工の取り組み姿勢をもって評価する。(維持修繕工事の評価手法)

3) 創意工夫

① 創意工夫

- a) 創意工夫においては軽微なものを対象とし評価するため、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に請負人から自主的に創意工夫にかかる資料が提出されそれらの項目が該当すると判断し、施工等に反映されていたならば評価するものとし、また、他にも工事成績採点基準記載の創意工夫キーワード一覧表を参考にして、当該キーワード数1項目1点を目安に、重みを勘案し、7点から0点の範囲で加点評価すること。
- b) 用紙欄外の「※1～※4」の注釈を参考にすること。

4) その他

- ① 監督員の考査項目は、検査員の考査項目と類似、若しくは同一のものが多いため、事前に検査員に対して、監督員の評定結果の説明を行うこと。また、検査員から聞き取りがあれば応じるものとする。

※ (参考：標準考査項目別運用表の場合)

検査員の評価項目で監督員と類似、若しくは同一でないもの

- 見本または工事記録写真等の整理工夫がみられる。
- 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。
- 社内の管理基準等が作成され管理している。

※上記以外は、監督員と類似、若しくは同一の評価項目あり。

4. 総括監督員留意事項

●留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については、「考査項目別運用表」による。

1) 施工状況

- ① 工程管理：該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断して評価する。
- ② 安全対策：該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などをもとに総合的に判断して評価する。

2) 工事特性

- a) 当該工事特有の難度の高い条件（施工困難等の特殊性）に対して適切に対応したことを評価するものとし、20点から0点の範囲で加点評価するが、「創意工夫」との二重評価にならないよう注意すること。
- b) 用紙欄外の「※1～※3」の注釈を参考にすること。

3) 社会性等

地域への貢献等：チェック項目数で評価値をもとめる定量評価ではなく、定性評価であるので、該当項目を現場での確認、工事写真、実施報告及びその他関係書類などを基に総合的に判断して評価する。

4) 法令遵守等

適応事例に○印をし、該当項目の□欄に該当する措置内容の項目に「レ」マークを記入する。なお、法令遵守等に係る措置内容の「5. 6. 7.」の該当項目で、該当項目がない場合は、参考までに監督員又は担当主幹等へ聞き取りなどしたうえで、客観的に判断し評価する。

5. 検査員留意事項

●留意事項は、以下に示すとおりとし、細部については「考査項目別運用表」による。

1) 施工状況

検査員の考査項目は、監督員の考査項目と類似、若しくは同一の考査項目が多いので、評定にあたっては、事前に監督員の評定結果について説明を受けてから行うこと。仮に監督員の評定と相違した場合には必要に応じ監督員等への確認を行うものとする。

2) 出来形

出来形の評価として測定結果が規格値を満足すると共に、規格値に対するばらつきで評価する。また、きめ細かに技術評価するために評価対象項目のチェック数と組み合わせで評価する。

例えば、ばらつきが規格値の概ね50%以内の場合は、まずaかa'の評価レベルにおかれ、評価項目のチェック数が4項目以上でaに、評価項目チェック数が3項目以上でa'に評価していくもので、評価項目のチェック数が4項目以上であっても、ばらつきが80%以内の場合はb評価となる。

3) 品質

規格値に対するばらつきと評価対象項目のチェック数と組み合わせで評価する。

ただし、評価対象項目のチェック数そのもので評価せず、評価対象項目数に対するチェック数の割合を評価値（評価対象項目の履行状況が数値化されたもの）として求めて評価する。

この評価対象項目は工種を限定せず設定してあるので、対象工事であきらかに評価対象とならない項目は削除して評価値を算出する。

なお、品質の規格値に対するばらつき判断ができない場合は、評価値だけで評価する。

4) 出来ばえ

① 工事の出来ばえを評価するもので、該当する項目にチェックし該当項目数に応じて評価する。項目に該当するか否かは定量的に判断するのではなく定性判断となるので、他の考査項目の結果等を踏まえて判断する。

② 「全体的な美観が良い」という考査項目には、砂、碎石、土砂、アスファルト合材等の残存物がコンクリート構造物等へ付着及び型枠の脱型忘れ、並びに紙、ビニール袋などの撤去、清掃が行き届いていることも考慮し、判断する。

6. その他

ばらつきの判断として参考とする資料については、国土交通省地方整備局工事成績評定要領、別紙-5【記入方法及び留意事項】を参考とし、実情に応じ変更するものとする。